

令和元年12月26日
第八管区海上保安本部

本部定例記者懇談会

- 1 日時
令和元年12月26日(木)午後2時00分から
- 2 場所
舞鶴港湾合同庁舎2階 第一会議室
- 3 発表事項
＜第八管区海上保安本部＞
 - ・平成31年・令和元年「8管トピックスTOP10」決定！
～アンケートにご協力いただきありがとうございました～
 - ・1月18日は「118番の日」です
～118番は海上保安庁の緊急通報用電話番号です～
 - ・平成31年・令和元年における海上犯罪取締りの状況(速報値)
 - ・平成31年・令和元年における海難発生状況(速報値)
～過去5年間で人身海難最多～
- 4 業務説明
海洋情報部 海図について

令和元年12月26日
第八管区海上保安本部

令和2年1月業務予定

日	曜	業務内容	備考
	継続		
1	水		上旬
2	木		
3	金		
4	土		
5	日		
6	月		
7	火		
8	水		
9	木		
10	金		
11	土		中旬
12	日		
13	月		
14	火		
15	水		
16	木		
17	金		
18	土	118番の日	
19	日		
20	月		
21	火		下旬
22	水		
23	木		
24	金		
25	土		
26	日		
27	月		
28	火		
29	水		
30	木	本部定例記者懇談会	
31	金		



問合せ先：第八管区海上保安本部
 広報・地域連携室 大戸・田中・岩本
 TEL 0773-76-4100
 (内線 2111・2117・2118)

令和元年12月26日
 第八管区海上保安本部

平成31年・令和元年「8管トピックスTOP10」決定!

～アンケートにご協力いただきありがとうございました～

第八管区海上保安本部では、この一年間に管内で起きた主な出来事(8管トピックス)の中から印象に残っているものについて、一般の皆様及び管内職員を対象にアンケート調査を行った結果、次の上位10項目が『**8管トピックスTOP10**』に決定しましたので、お知らせいたします。

平成31年・令和元年「8管トピックスTOP10」(総合結果)

順位	トピックス	得票数
1	隠岐の島に木造船が漂着し、4名上陸	266
2	巡視船ふそう配属	212
3	福井県美浜町の海水浴場で孤立者発生 24名救助	200
4	浜田港でヨコワ約1トンが不法投棄 5名を検挙	160
5	ブルーフェスタ2019～海のプロフェッショナルたち～開催	145
6	福井県敦賀市で発生したタンクローリー転落に伴う 油流出事故対応	140
7	美保関灯台・出雲日御碕灯台ライトアップ	110
8	巡視船いさづ解役	107
9	八管区初の救急員誕生	107
10	災害時における無人航空機による協力に関する協定締結	98

(得票数が同数の場合は、発生/実施日時順としています)

- ・アンケート回答者数 417名(一般67名、職員350名)
- ・期間 令和元年12月2日(月)～12月11日(水)

【回答者別アンケート結果】

平成31年・令和元年「8管トピックスTOP10」(一般結果)

順位	トピックス	得票数
1	隠岐の島に木造船が漂着し、4名上陸	42
2	巡視船ふそう配属	33
3	ブルーフェスタ2019～海のプロフェッショナルたち～開催	30
4	浜田港でヨコワ約1トンが不法投棄 5名を検挙	28
5	八管区初の救急員誕生	27
6	美保関灯台・出雲日御碕灯台ライトアップ	26
7	高速旅客船事故対応訓練を実施	25
8	令和元年初の管内潜水土合同訓練を実施	24
9	福井県美浜町の海水浴場で孤立者発生 24名救助	23
10	福井県敦賀市で発生したタンクローリー転落に伴う 油流出事故対応	22

平成31年・令和元年「8管トピックスTOP10」(職員結果)

順位	トピックス	得票数
1	隠岐の島に木造船が漂着し、4名上陸	224
2	巡視船ふそう配属	179
3	福井県美浜町の海水浴場で孤立者発生 24名救助	177
4	浜田港でヨコワ約1トンが不法投棄 5名を検挙	132
5	福井県敦賀市で発生したタンクローリー転落に伴う 油流出事故対応	118
6	ブルーフェスタ2019～海のプロフェッショナルたち～開催	115
7	巡視船いさづ解役	89
8	美保関灯台・出雲日御碕灯台ライトアップ	84
9	災害時における無人航空機による協力に関する協定を締結	82
10	八管区初の救急員誕生	80

平成31年・令和元年「8管トピックスTOP10」⁵

8管トピックスTOP10が決まりました！アンケートにご協力いただきありがとうございました。



1位 隠岐の島に木造船が漂着し、4名上陸

平成31年1月8日、島根県隠岐の島町に漂着した木造船付近に外国人風の4名が上陸したとの情報を得たため、関係機関と連携し、調査等の対応を行いました。



2位 巡視船ふそう配属

令和元年7月5日、舞鶴海上保安部に巡視船ふそうが配属されました。

日本海側における海上保安体制の強化を目的としております。



3位 福井県美浜町の海水浴場で孤立者発生 24名救助

令和元年8月18日、福井県美浜町の海水浴場で高波により岩場に24名が孤立する事故が発生しました。巡視船えちぜん潜水土等により全員が救助されました。



4位 浜田港でヨコワ約1トンが不法投棄 5名を検挙

浜田海上保安部は、令和元年8月1日、浜田港において大量のヨコワ(クロマグロの幼魚)が投棄されているのを発見し、まき網漁業運搬船船長等5名を検挙しました。



5位 ブルーフェスタ2019 ~海のプロフェッショナルたち~開催

第八管区海上保安本部は、地域の海事関係機関や民間団体と更なる連携強化を図り、国民の理解を深めることを目的として「ブルーフェスタ2019 ~海のプロフェッショナルたち~」を初開催しました。



6位 福井県敦賀市で発生したタンクローリー転落に伴う油流出事故対応

令和元年5月、福井県敦賀市でタンクローリーが国道から海岸へ転落し、重油が海へ流出する事故が発生し、防除作業を行いました。



7位 美保関灯台・出雲日御碕灯台 ライトアップ

境海上保安部は、美保関灯台及び出雲日御碕灯台を観光資源として積極的に活用するため、地元地方公共団体等と連携・協力して、複数回に渡り、灯台のライトアップイベントを実施する等、海上保安業務の啓蒙活動を行いました。



8位 巡視船いさづ解役

令和元年6月21日、舞鶴海上保安部の巡視船いさづが約35年間にわたる業務を終えて解役されました。



9位 八管区初の救急員誕生

海上保安庁は傷病者の救急体制を充実させるため、救急救命士の補助が出来るよう救急員制度を創設。

第八管区では美保航空基地の機動救難士6名が救急員に指名されています。



10位 災害時における無人航空機による協力に関する協定締結

第八管区海上保安本部では災害発生時に救助・支援等を行うにあたり、迅速な情報収集のため、無人航空機(ドローン)の空撮に精通する事業者と協定を締結しました。





問合せ先：第八管区海上保安本部
 広報・地域連携室 大戸・田中・岩本
 TEL 0773-76-4100
 (内線 2111・2117・2118)

令和元年12月26日
 第八管区海上保安本部

1月18日は「118番の日」です

～ 118番は海上保安庁の緊急通報用電話番号です～

海上保安庁では、平成23年から毎年1月18日を「118番の日」とし、「118番」の重要性をより一層、多くの方に理解してもらうため、全国で周知活動を行ってきました。

「118番の日」は、来年10回目という節目を迎え、これまで118番通報の大切さとその適切な利用をアピールし、全庁を挙げて周知活動を実施してきたところです。

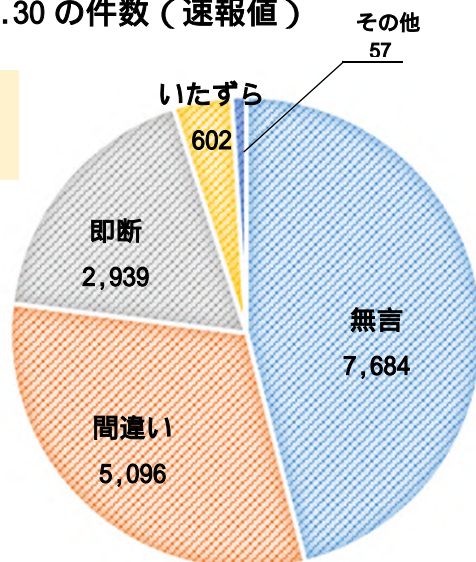
第八管区海上保安本部では、一般国民への更なる浸透を目指し、引き続き周知活動を行ってまいります。

1 八管本部における「118番」入電実績（年間）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	※ H31/R1
通報総件数	15,724	16,708	20,563	17,053	19,901	18,178	18,965	21,048	16,677
有効通報件数	265	282	289	297	296	321	356	299	299

H31.1.1～R1.11.30の件数（速報値）

H31/R1における 非有効通報件数の内訳



2 京都府内における「118番」通報対応事例

(1) 船舶の機関故障の通報

令和元年9月14日、事故船舶（プレジャーボート）は2名乗船のうえ、午前7時30分頃、舞鶴東港を出港し、午前10時20分頃、舞鶴火力発電所沖でクラッチが入らずペラが回転しないことから運航不能に陥り、118番通報した。

通報を受け、舞鶴海上保安部の巡視艇ゆらかぜを現場に急行させ、事故船舶の曳航救助を完了した。



(2) 船舶の浸水の通報

令和元年8月3日、事故船舶（ゴム製ミニボート）は2名乗船のうえ、午前6時30分頃、宮津市所在の栗田漁港を出港し、栗田湾内で釣りをしていたところ、同ボートの空気が漏れ出し浸水したために118番通報した。

通報を受け、宮津海上保安署の巡視艇あまかぜを発動するとともに京都府水難救済会宮津・与謝救難所に出動要請し、先着した水難救済会所属船により事故者2名の救助を完了した。



3 管内における街頭周知活動

管内における街頭周知活動については随時「第八管区海上保安本部のホームページ」に掲載することとしております。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/08kanku/callof118/callof118.html>



【参考】

1. 「118番」「118番の日」とは

海上保安庁緊急通報用電話番号「118番」は、海難や悪質・巧妙化する密輸・密航等の事犯に迅速かつ的確に対応するために、平成12年5月1日から導入されたものです。

また、海上保安庁では平成23年から毎年1月18日を「118番の日」とし、「118番」の重要性をより一層、多くの方々に理解してもらうため、全国で周知活動を行っています。

2. 緊急通報位置情報通知システム

平成19年4月からは、「118番」通報時に音声通報と併せて位置情報通知を受信し、電子地図上に表示させて通報者の所在位置を迅速に把握する「緊急通報位置情報通知システム」を導入しています。

3. NET118

聴覚や発話に障がいを持つ方を対象に、スマートフォンなどを使用した入力操作により、海上保安庁への緊急時の通報が可能となる「NET118」というサービスを令和元年11月1日から運用開始しています。



愛します! 守ります! 日本の海

海上保安庁 JAPAN COAST GUARD

海の「事件・事故」は

118番

「118番」は海上保安庁
緊急通報用電話番号です。



海上保安庁
YouTube



海上保安庁
Twitter



問合せ先：第八管区海上保安本部
 警備救難部刑事課長
 荒木 卓也
 TEL0773-76-4100（内線 3170）

令和元年12月26日
 第八管区海上保安本部

平成31年・令和元年における海上犯罪取締りの状況 （速報値）

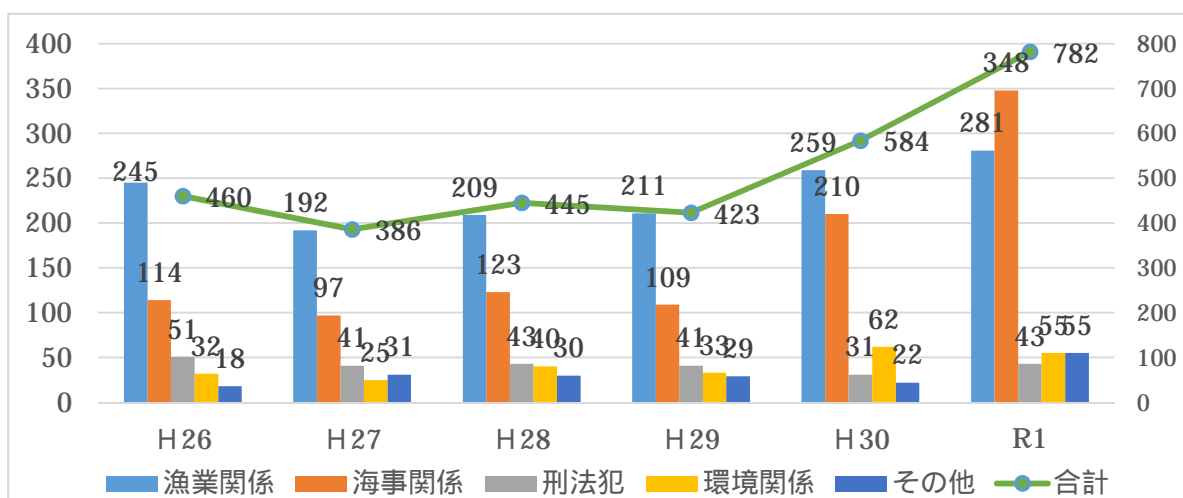
平成31年・令和元年の第八管区海上保安本部管内（福井県、京都府、兵庫県北部、鳥取県、島根県の各沿岸部）における海上犯罪の送致件数は782件（前年比198件増）

密漁等の漁業関係法令違反及び船舶無検査運航等の海事関係法令違反が増加

上記違反が全体の八割を占める状況

本日現在の速報値であり、数値は多少増減する可能性があります。

1 年別 送致状況（件数）



	漁業関係	海事関係	刑法犯	環境関係	その他	合計
R1	281 (36%)	348 (46%)	43 (5%)	55 (7%)	55 (7%)	782
H30	259 (44%)	210 (36%)	31 (5%)	62 (11%)	22 (4%)	584
H29	211 (50%)	109 (26%)	41 (9%)	33 (8%)	29 (7%)	423
H28	209 (47%)	123 (27%)	43 (10%)	40 (9%)	30 (7%)	445
H27	192 (50%)	97 (25%)	41 (11%)	25 (6%)	31 (8%)	386

その他：電波法、遊漁船業の適正化に関する法律等

2 法令別送致状況

(1) 漁業関係法令違反

密漁等の漁業関係法令違反の送致件数は 281 件（前年比 22 件増）

密漁事犯のうち、さざえ、あわび等の沿岸密漁事犯が 264 件を占める。

【事例 1】令和元年 5 月、密漁パトロール中の宮津海上保安署員は、素潜りによりさざえ等を不法に採捕する男性 1 名（京都府在住・非漁民）を確認したため、漁業法違反等で検挙しました。

不法採捕物
(さざえ 44 個 7.7kg・あわび 32 個 5.07kg)



()漁業者からの要請を受け、これらの取締りを実施する等⁽¹⁾密漁の防止に努めておりますが、各府県の沿岸漁業者が資金をかけて稚貝を放流、養殖し資源保護に努めている中、漁業者では無い一般の方がレジャー感覚で密漁をする事案が後を絶たない状況にあります。

(2) 海事関係法令違反

海事関係法令違反の送致件数は 348 件（前年比 138 件増）

海事関係法令違反のうち、

- ・ 船舶の検査を行っていない等の「船舶安全法違反」が 98 件
- ・ 無資格運航等の「船舶職員及び小型船舶操縦者法違反」が 28 件
- ・ 船員の雇入れ成立の届出を行っていない等の「船員法違反」が 190 件を占める。

【事例 2】令和元年 8 月、友人の水上オートバイ 3 隻が日没後も帰ってこないとの通報を受け捜索準備を進めていたところ、無事に帰港したとの続報があったため、敦賀海上保安部が操船者から事情聴取を行った結果、夕日を見るために帰港が遅れ、夜間航行の設備のないまま日没後も航行していた事実が明らかとなったことから、船舶安全法違反で検挙しました。

水上オートバイ（参考画像）



水上オートバイは航海灯等の夜間航行設備がなく、日没後の航行は禁止されています。

水上オートバイ等小型船舶が夜間無灯火で航行するのは自他船共に危険です。安易な行動が重大事故につながることから、このような違反の取締りを継続してまいります。

(3) 刑法犯

刑法犯の送致件数は 43 件（前年比 12 件増）

刑法犯のうち、船舶同士の衝突等の「業務上過失往来危険」が 26 件を占める。

【事例 3】令和元年 7 月、入港するため航行中のまき網漁船が岩場に乗り上げる事故が発生したことから、隠岐海上保安署により捜査を実施した結果、操船していた船長の居眠りが原因であることが判明したため、業務上過失往来危険で検挙しました。

事故船舶（まき網漁船）



（ ）操船者は見張りを常時徹底し、乗揚げや衝突等の事故を防止する義務があります。

(4) 環境関係法令違反

環境関係法令違反の送致件数は 55 件（前年比 7 件減）

環境関係法令違反の内訳は、

- ・ ゴミの不法投棄等の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反」が 21 件
- ・ 船舶からの油排出等の「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反」が 29 件

を占める。

【事例 4】令和元年 8 月、パトロール中の巡視艇が港内に浮流する大量のヨコワ（クロマグロの幼魚）の死骸を認めたため、浜田海上保安部が捜査した結果、まき網漁船の乗組員が混獲した出荷できないヨコワの処分に困り岸壁から海上に投棄した事実が判明したことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で検挙しました。

投棄されたヨコワの一部（総量約 1 トン）



クロマグロについては、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」により採捕数量の制限が都道府県毎に厳格に定められていますが、中型まき網漁船には漁獲割当はなく、水揚げできません。

【事例5】令和元年11月、パトロール中の航空機が、底びき網漁船がロープを海中に投棄する状況を目撃したことから、巡視艇が漁船を停船させて確認した結果、不要となったロープを海に捨てたことを認めたため、境海上保安部は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反の容疑で漁労長の男性を現行犯逮捕しました。

投棄された廃ロープ（総量約600kg）



（ ）上記の2事例は、いずれも漁業者によるものですが、一般の方が不要になった家庭ごみなどを安易な気持ちで投棄される事案も多く発生しています。

当管区では今後も海洋環境の保全啓発に努めるとともに、引き続きこれら不法行為者の取締りを実施してまいります。

（5）その他法令違反

その他法令違反の送致件数は55件（前年比32件増）

その他法令違反のうち、

- ・ 無登録の遊漁船業営業等の「遊漁船業の適正化に関する法律違反」が39件
- ・ 船舶での無線局の不法開設等の「電波法違反」が13件を占める。

（ ）遊漁船の無登録営業は、正式に許可を得た遊漁船業者の方の生活の糧を奪うだけでなく、不十分な管理・安全体制での運航となり重大な事故に繋がる危険性があります。

3 今後の取り組み

例年、漁業関係、海事関係法令違反が多い状況が続いていることから、第八管区海上保安本部は、引き続き、関係機関と連携し指導・啓発に努めるとともに、航空機による広域監視や立入検査の徹底等、厳正な監視・取締りを実施して、地域の安全、安心に寄与するべく務めてまいります。

4 添付物

（ 1 ）やめよう密漁！守ろう海のルール！（敦賀海上保安部 HP） 1 葉

漁業者以外の方がさざえ・あわび等を採捕すると...

いわゆる『密漁』と言われる行為に該当することとなり、法令により罰せられます。

漁業者以外の方(一般の方)がさざえ・あわび等を採捕すれば...

漁業法違反(漁業権の侵害)

漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害した者は20万円以下の罰金に処する。(漁業法第143条第1項)



福井県内のほぼ全ての海域に漁業権が設定されているよ。

漁業者が大切に育成しているから採ったらダメだよ。

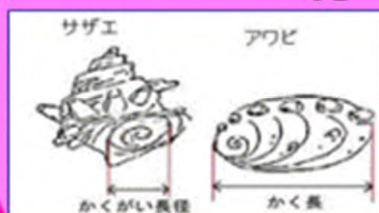


採捕物の大きさ、採捕時期、使用漁具によっては...

福井県漁業調整規則違反

体長等の制限(第37条)

さざえ
(かくがい(へた)の長径2.5cm以下のもの)
あわび
(かく長(長径)10cm以下のもの) など



禁止期間(第35条)

【禁止期間】
さざえ：4月1日～5月31日
あわび：9月15日～11月15日 など



漁業者もこの期間中は漁が出来ないんだよ。

漁具漁法の制限(第48条)



簡易潜水器

やす(免封装置付)

簡易潜水器などを使ってはダメだよ



詳しくは福井県農林水産部水産課ホームページで確認してください。

<http://info.pref.fukui.jp/suisan/rlnr/umi/rule/index.html>



問合せ先：第八管区海上保安本部
 交通部安全対策課長 近藤
 TEL 0773-76-4100（内線 2640）

令和元年12月26日
 第八管区海上保安本部

平成31年・令和元年における海難発生状況

（12月24日現在速報値）

～過去5年間で人身海難最多～

第八管区海上保安本部管内では、人身海難が203人で前年に比べ17人増加し、過去5年間で最多となった。これは、8月に発生した福井県美浜町の水晶浜海水浴場で遊泳客24人が孤立した海難が主な要因と考えられる。一方、船舶海難は142隻で前年に比べ31隻減少した。

1 船舶海難の発生状況

（1）船舶海難隻数

- 船舶海難隻数：142隻、死者・行方不明者数：3人
- ※船舶海難内訳：船舶事故隻数84隻、インシデント58隻

（2）船舶海難の特徴

- プレジャーボートによる船舶事故55隻が船舶事故全体の約7割
- 若狭湾海域での船舶事故は、プレジャーボート事故が約8割
- 山陰海域での船舶事故は、プレジャーボート事故が約4割、漁船事故が約5割
- ミニボートによる船舶事故は過去5年間で最多となった昨年に次いで多く10隻、インシデント5隻

2 人身海難の発生状況

（1）人身海難人数

- 人身海難人数：203人、死者・行方不明者数：60人
- ※人身海難内訳：人身事故96人、その他の人身に係るトラブル107人
- ※死者・行方不明者数：人身事故31人、その他の人身に係るトラブル29人

（2）人身海難の特徴

- マリンレジャー活動に伴う人身事故51人が人身事故全体の約5割
- マリンレジャー活動に伴う人身事故では、遊泳中や釣り中の事故が多い
- ※遊泳中約4割、釣り中約4割
- 若狭湾海域での人身事故は、マリンレジャー活動に伴う事故が約6割
- 山陰海域での人身事故は、マリンレジャー活動以外の事故が約5割

- ★「プレジャーボート」とは、プレジャーボート（モーターボート、ヨット、水上オートバイ等）及び遊漁船をいいます。
- ★「インシデント」とは、船舶の運航に関連した損害又は具体的な危険が生じなかった海難をいいます。
- ★「マリンレジャー活動」とは、海水浴、釣り、潮干狩り、サーフィン、ボードセーリング、スキューバダイビング等の海浜における余暇活動及びプレジャーボートによる遊走等をいいます。
- ★「その他の人身に係るトラブル」とは、死傷の原因が自殺、病気などの海難や、負傷者が発生しなかった海難をいいます。

【参考】

表 過去5年間における船舶海難及び人身海難の推移

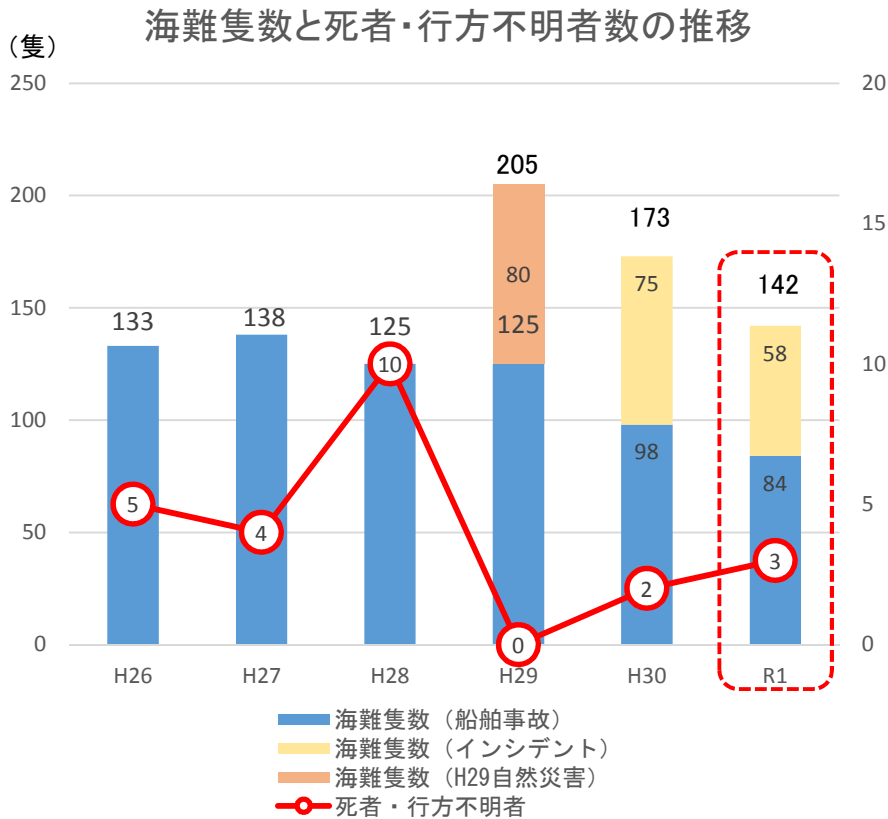
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年
船舶	海難隻数（隻）	133	138	125	125	173(27)	142(18)
	死者・行方不明者（人）	5	4	10	0	2	3
人身	海難者数（人）	155	187	192	198	186	203
	死者・行方不明者（人）	66	75	70	82	62	60

※ 平成30年から民間救助団体による救助隻数を含む（括弧内再掲）

本値は速報値であり、平成31年1月1日～令和元年12月24日に発生した海難を集計しています。

船舶事故発生状況

- 船舶海難は141隻で、内訳は船舶事故が84隻(うち民間救助機関による救助隻数3隻)、インシデントが58隻(うち民間救助機関による救助隻数15隻)であった。
- 船舶海難に伴う死者・行方不明者は3名であった。



平成31年・令和元年は、民間救助機関による救助隻数18隻を計上



4月29日、福井県坂井市沖で、プレジャーボートA号が無人で転覆しているのが発見された。乗船していた男性1名は、うつ伏せ状態で浮いているのを発見され、死亡が確認された。

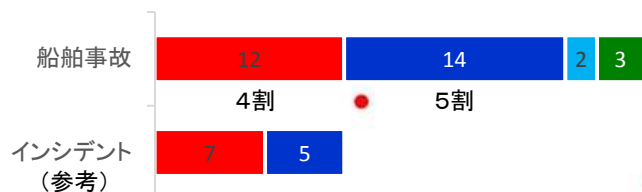


7月6日、一人乗り漁船B丸が帰港予定時間を過ぎても帰港しないため、捜索していたところ漂着した船長が発見され死亡が確認された。B丸は後日沈没状態で発見され、港に陸揚げされた。

船舶事故発生状況(位置図)

- プレジャーボートによる船舶事故は55隻で、船舶事故全体の約7割を占める。
- 若狭湾海域での船舶事故は、プレジャーボートによる事故が約8割を占める。
- 山陰海域での船舶事故は、プレジャーボートによる事故が約4割、漁船による事故が約5割である。

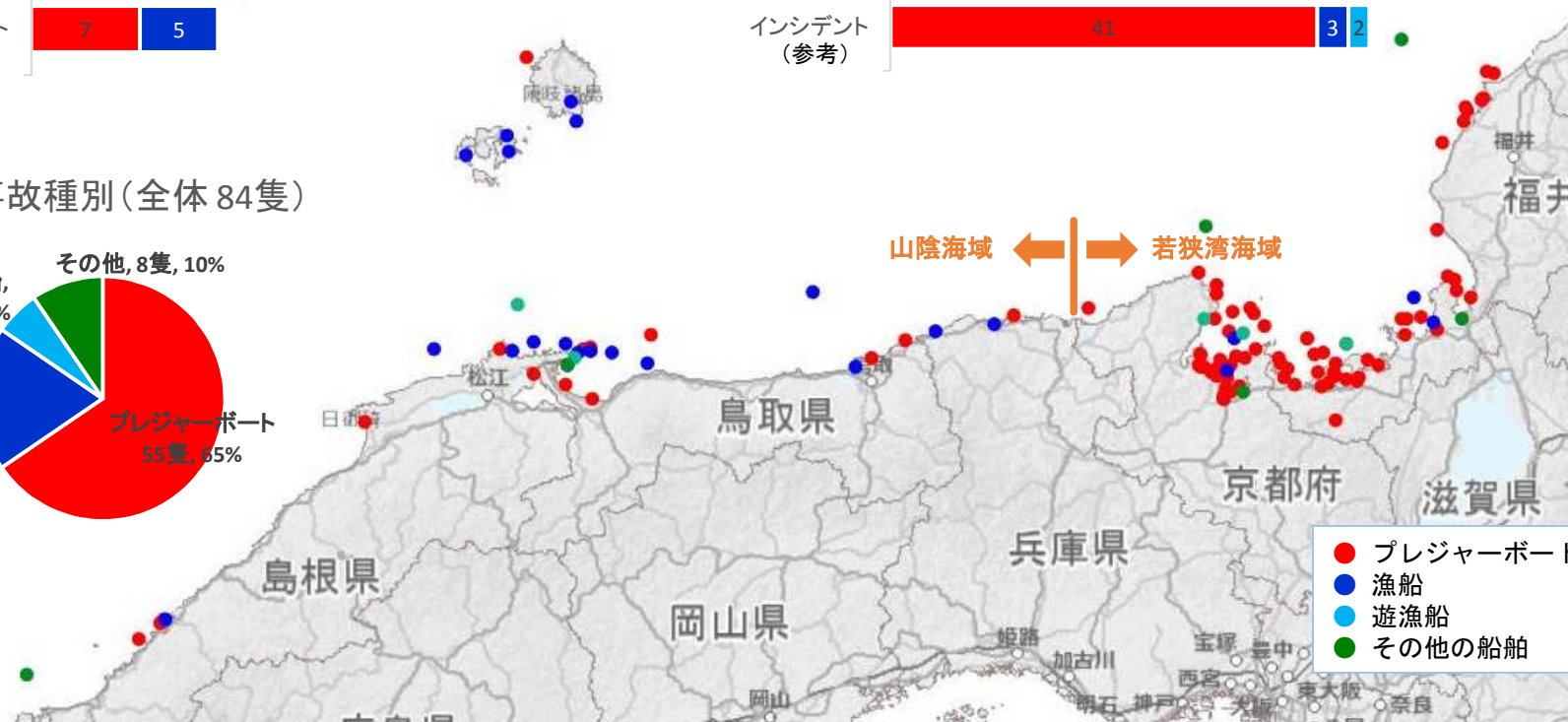
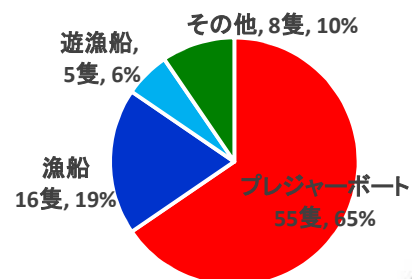
海難船舶種別(山陰海域 43隻)



海難船舶種別(若狭湾海域 99隻)

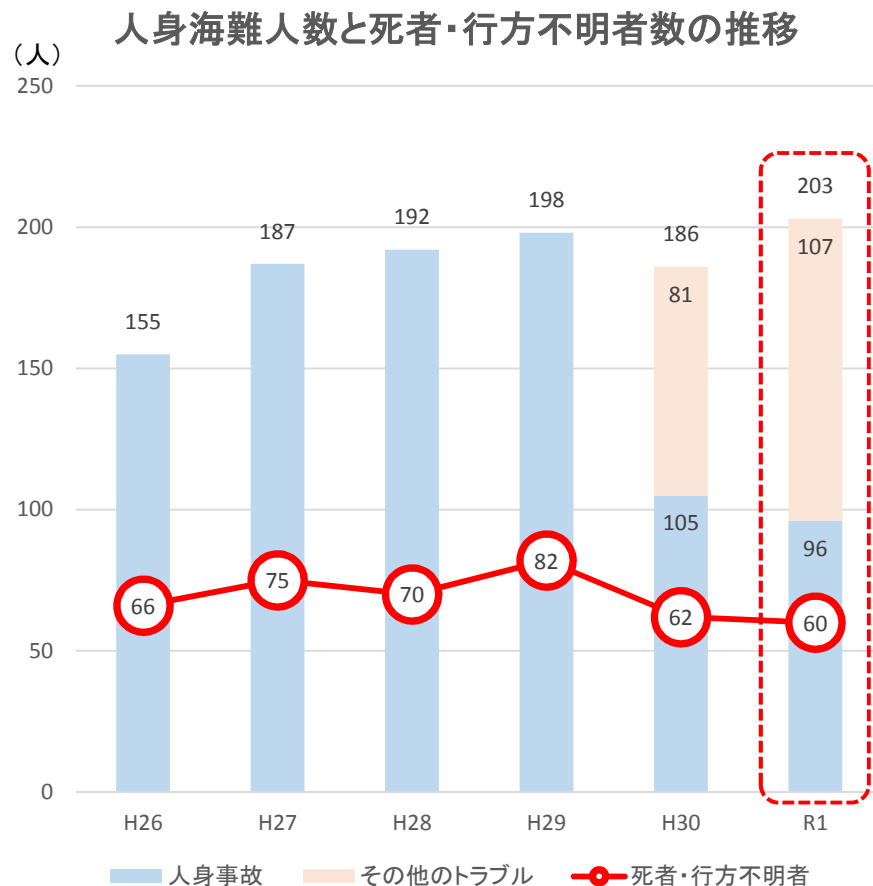


船舶事故種別(全体 84隻)



人身海難発生状況

- 人身事故人数は96人、その他の人身に係るトラブルは107人で、人身海難人数は、過去5年間で最多となった。
- 死者・行方不明者数は、過去5年間で最少の60人となった。



【海難事例】

水晶浜海水浴場で遊泳客24人が帰還不能



8月18日、福井県美浜町所在の水晶浜海水浴場で遊泳していた24人が荒天のため岩場に取り残され帰還できなくなった。

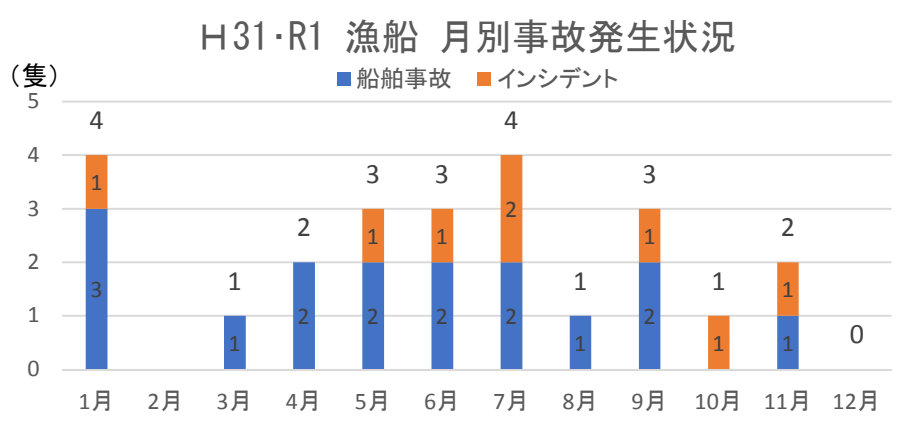
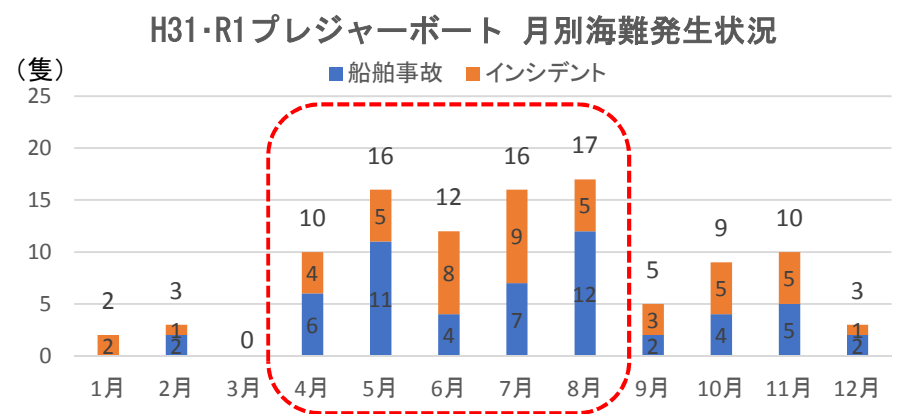
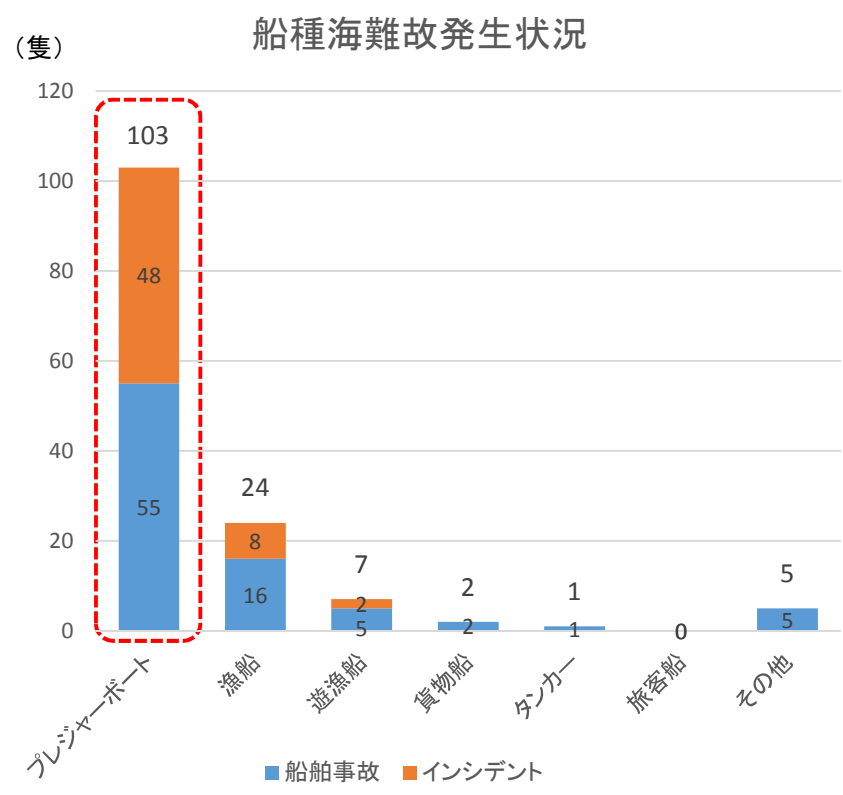


当日は、高波のため、朝から遊泳禁止となっており、海浜に設置されたスピーカー放送、監視員によるハンドマイクによる遊泳禁止の呼びかけがあったにもかかわらず、事故者24名を含む海水浴客約100名が遊泳・磯遊びをしていた。

巡視船えちぜん潜水土等により全員無事救助された。

船舶事故発生状況

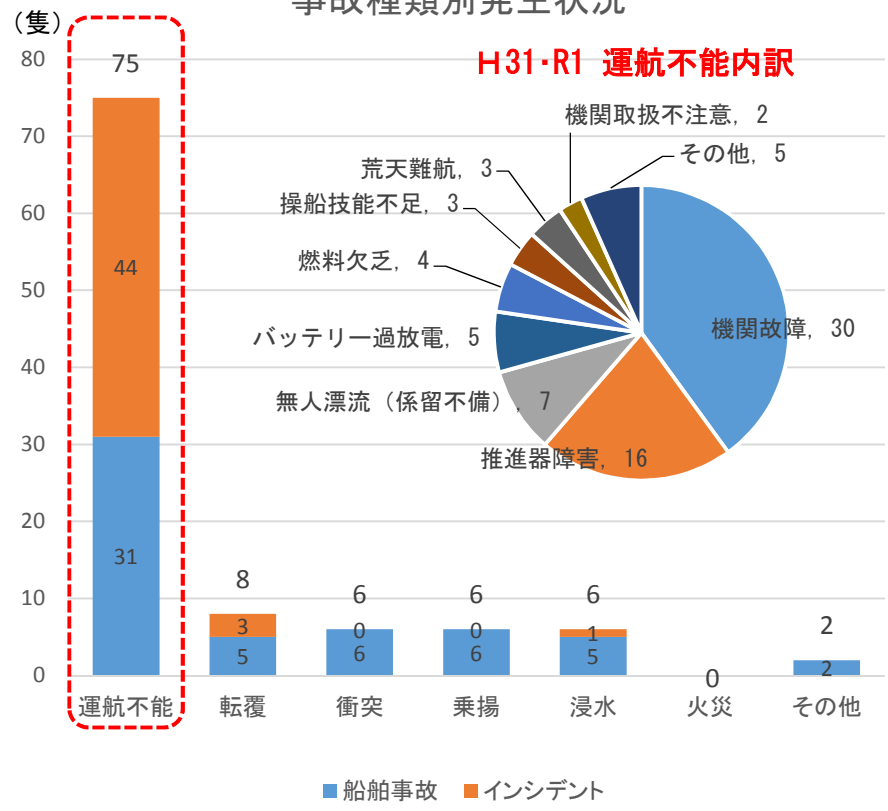
- プレジャーボートによる海難は、船舶事故とインシデントがほぼ5割となっている。
- 漁船による海難は、船舶事故が約7割、インシデントが約3割を占める。
- プレジャーボート海難の月別発生状況では、4月～8月が多くなっている。



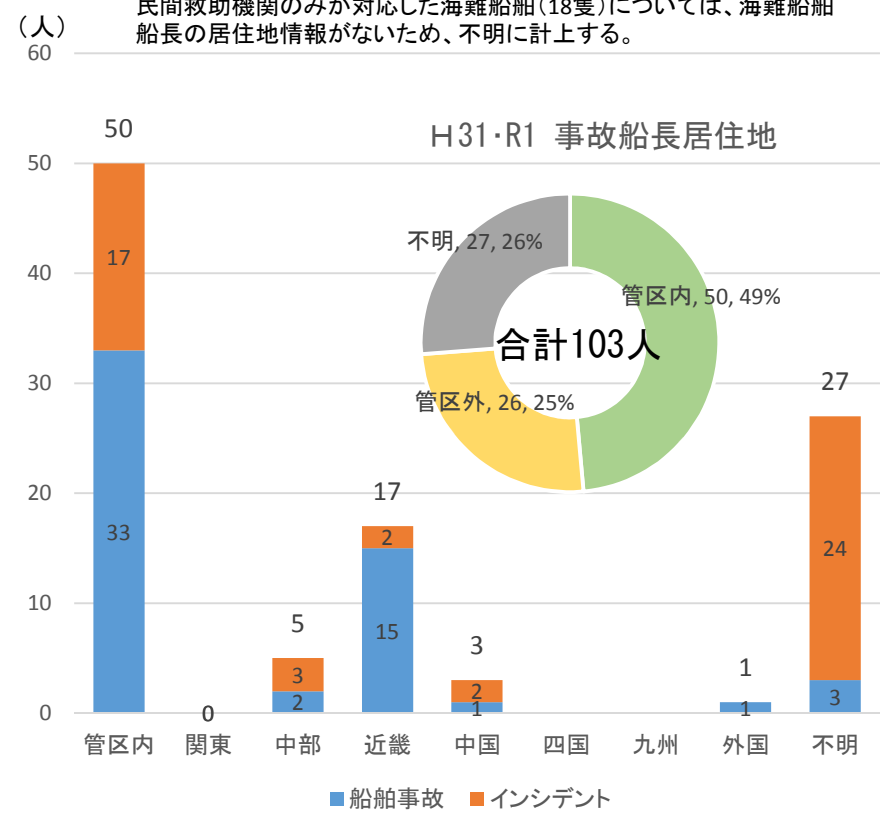
船舶事故発生状況(プレジャーボート)

- プレジャーボート事故の種類別では、運航不能(機関故障)が一番多く、運航不能(推進器障害)、転覆、運航不能(無人漂流(係留不備))の順となっている。
- 船長の居住地は、管区外26人、管区内50人で、管区内在住者が多くなっている。
- 管区外の居住地別では、近畿地方が最も多く、次いで中部地方、中国地方の順となっている。

事故種類別発生状況



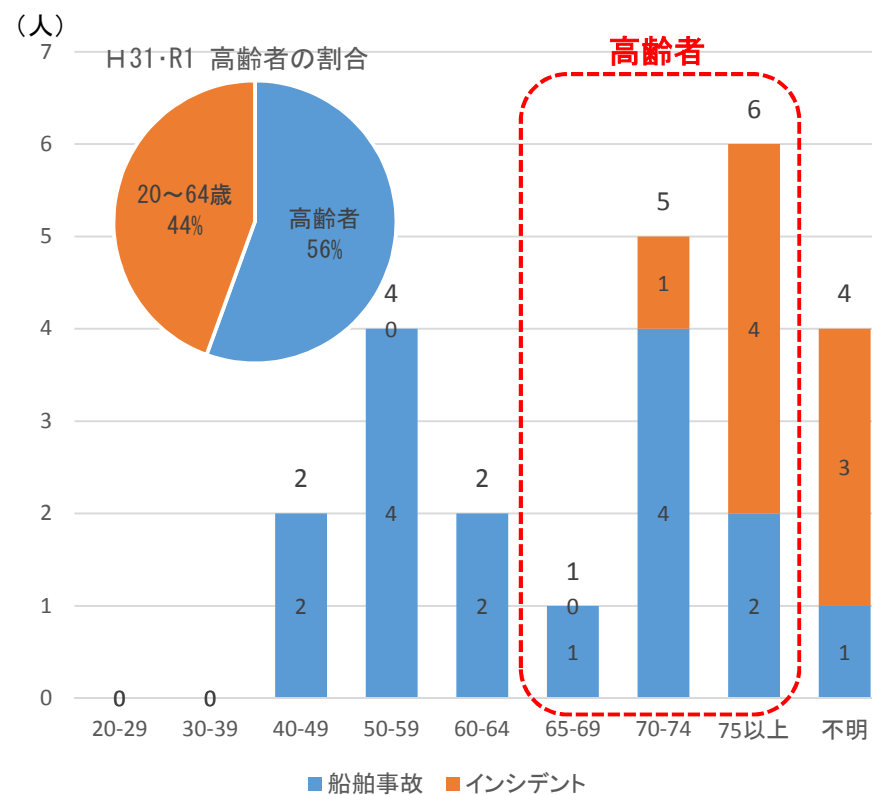
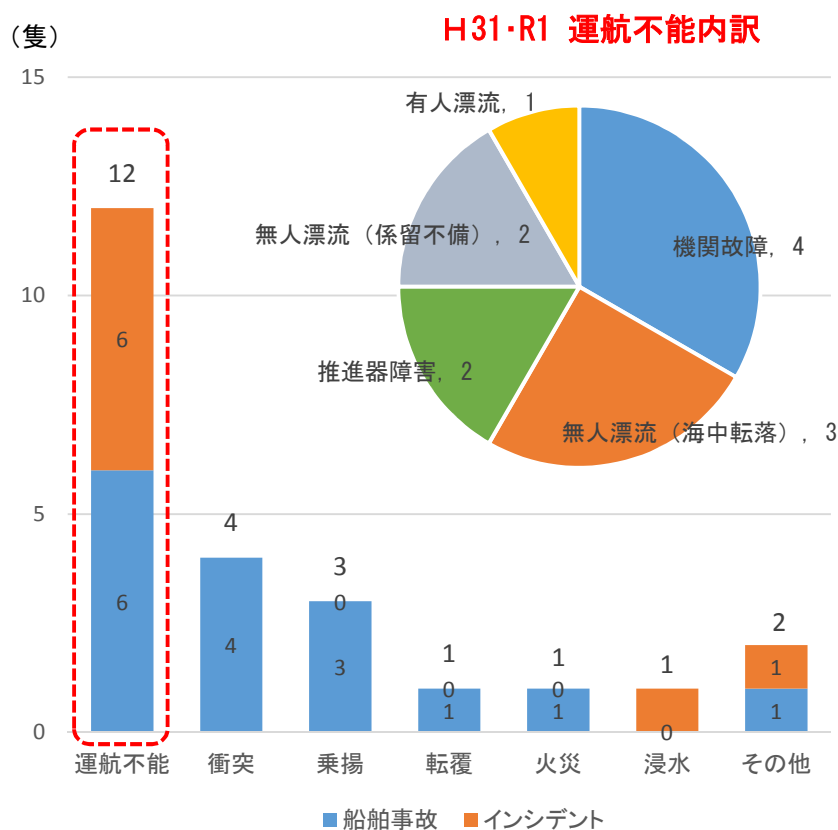
民間救助機関のみが対応した海難船舶(18隻)については、海難船舶船長の居住地情報がいないため、不明に計上する。



船舶事故発生状況(漁船)

- 漁船事故の種類別では、衝突、運航不能(機関故障)、乗揚、運航不能(無人漂流(海中転落))の順となっている。
- 船長の年齢層は、半分以上が65歳以上の高齢者である。

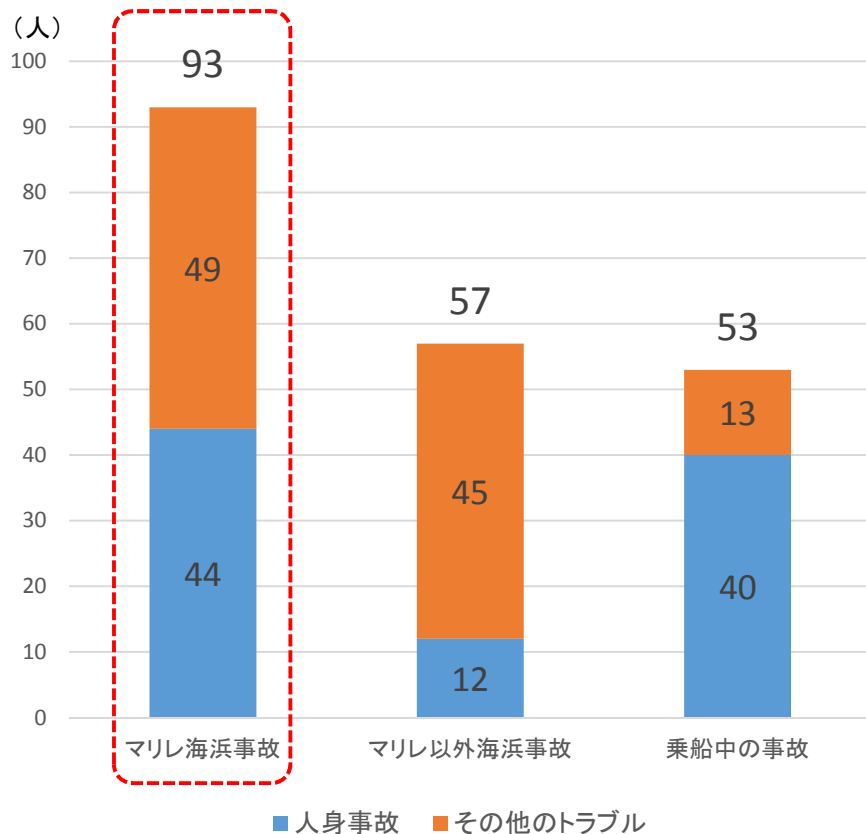
事故種類別発生状況



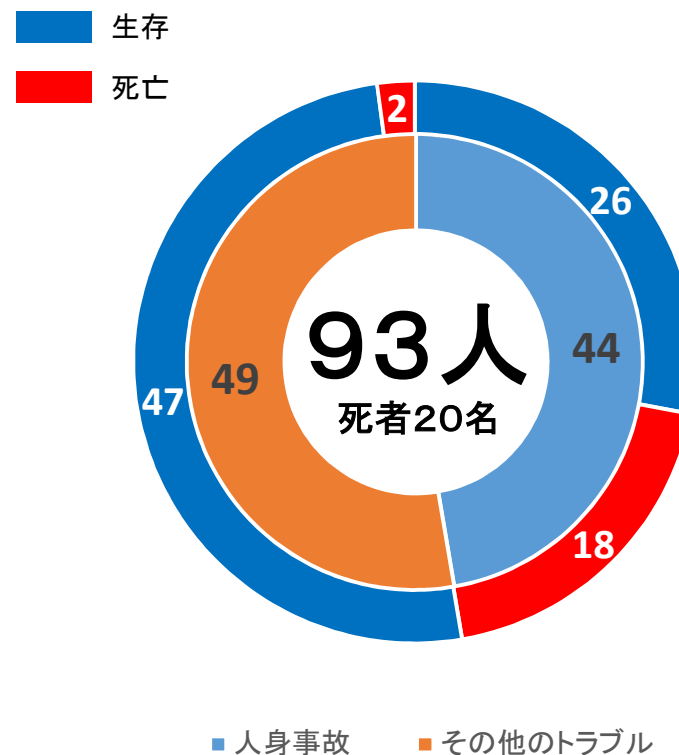
人身海難発生状況

- 平成31年・令和元年中に発生した人身海難は、マリレジャーに伴う海浜事故が最も多い。
- 全体の約5割が人身事故であり、死亡者は、全体の約3割となった。

平成31年・令和元年 事故区分別人身海難発生状況



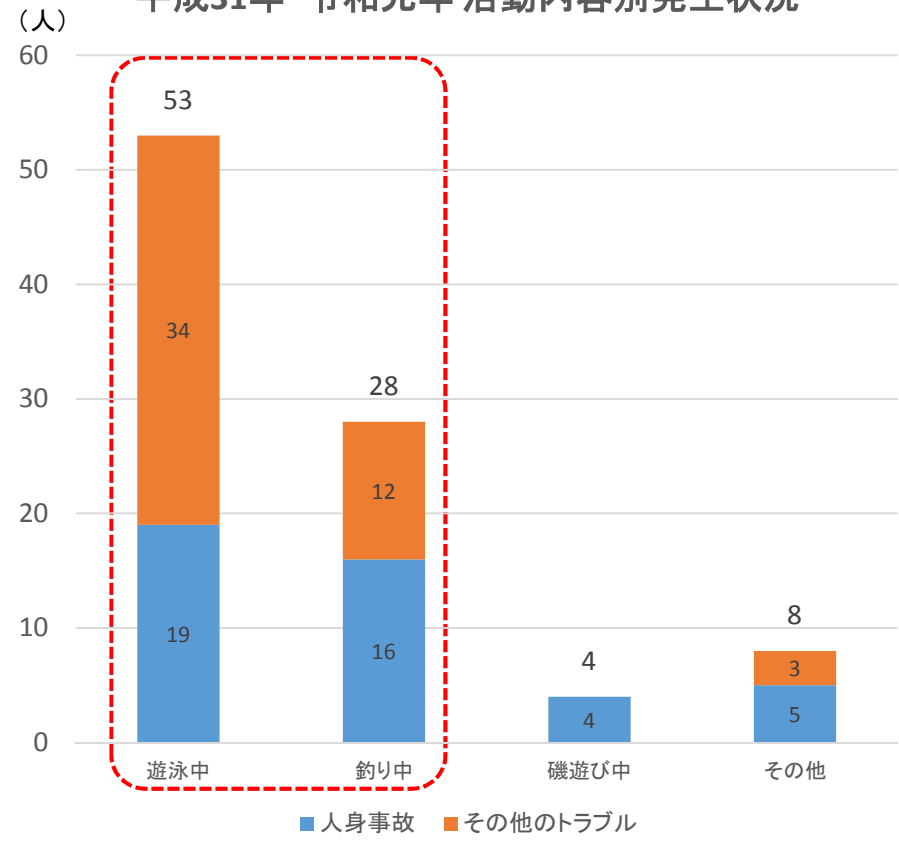
平成31年・令和元年 マリレ海浜事故死亡者割合



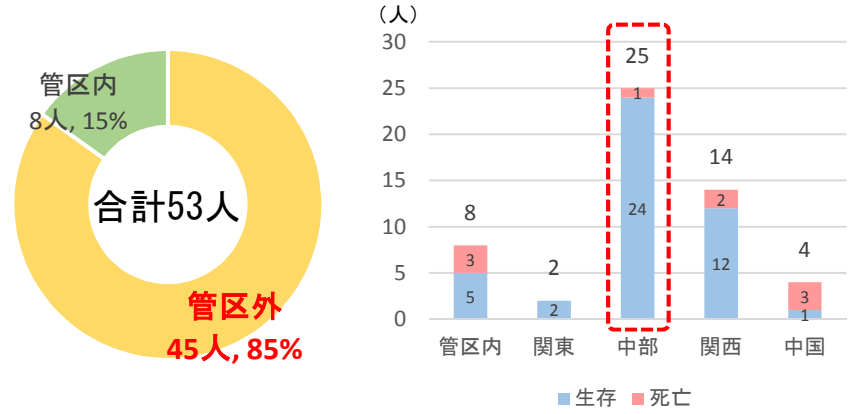
人身海難発生状況(マリンレジャーに伴う海難)

- マリレ海浜事故のうち、大きな割合を占めるのが遊泳中又は釣り中の事故であった。
- 遊泳中事故者は8割以上が管区外居住者によるものであり、特に愛知県を中心に中部地方(愛知県、岐阜県、三重県、長野県)からの来訪者による事故が多かった。
- 釣り中事故は、8割以上が管区内居住者によるものであった。

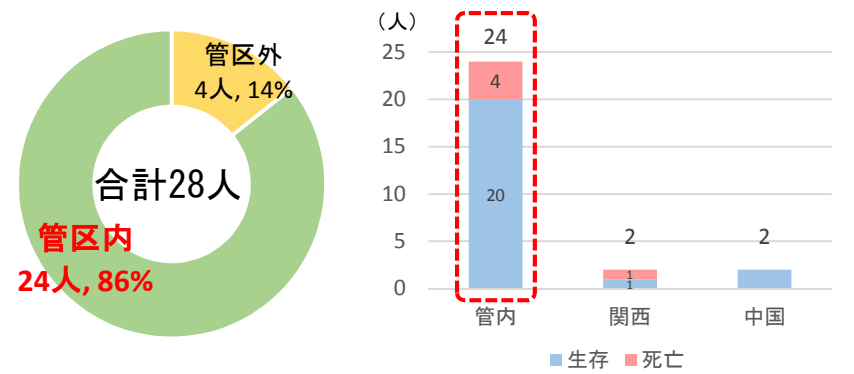
平成31年・令和元年 活動内容別発生状況



平成31年・令和元年遊泳中事故者居住地別発生状況

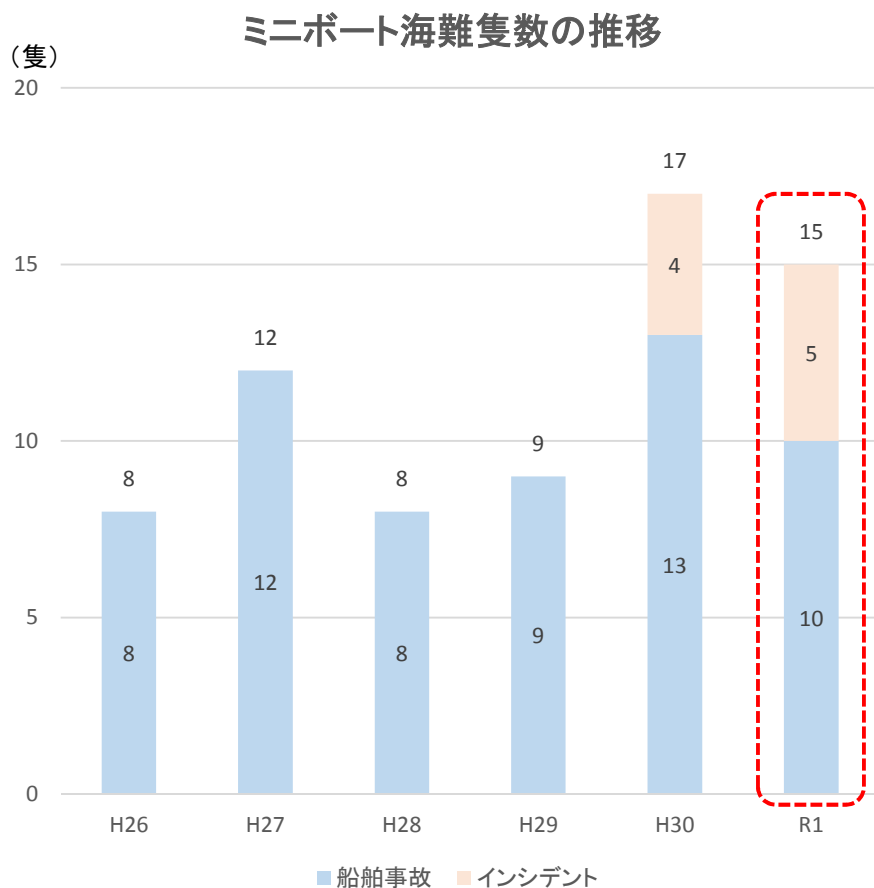


平成31年・令和元年釣り中事故者居住地別発生状況



ミニボート海難発生状況

- ミニボートによる船舶事故隻数は10隻のほか、インシデント5隻である。
- ミニボートによる船舶事故隻数は、平成30年と比較して減少したものの、過去5年と比較すると、依然として多数発生している。



【事故事例】

ミニボートで釣り中に風に流され帰還不能



5月18日、福井県坂井市三国町沖でミニボートで沖に出て釣りをしていた男女2人が釣りに夢中になり、風が強まっていることに気づかず風に圧流され、沖向け流されていることに気がつき帰港しようと船外機で陸側向け航走するも、強風のため陸に近づけなかったため、救助を求めたもの。

救助要請を受けて駆けつけた巡視艇により救助された。

事故発生時は南東の風6mであった。

平成31・令和元年における海難発生状況(12月24日現在速報値)
～京都府版～

海難種類		発生数	備 考	前年比
船舶海難	船舶事故	27 隻	・プレジャーボート:23隻(19隻) ・漁船:1隻(2隻) ・遊漁船:1隻(7隻) ・貨物船:0隻(1隻) ・その他:2隻(0隻)	-2隻
	死者	0 人		-2人
	インシデント	21 隻	・プレジャーボート:17隻(10隻) ・漁船:2隻(3隻) ・遊漁船:2隻(0隻) ・貨物船:0隻(1隻)	+7隻
人身海難	人身事故	8 人	・マリンレジャー活動に伴う海浜事故:3人(9人) ・マリンレジャー活動以外の海浜事故:0人(4人) ・乗船中の人身海難:5人(7人)	-12人
	死者	6 人	・1月19日、舞鶴市しおじプラザ付近で海に浮いているのを発見された71歳男性が溺死。(原因不明) ・1月27日、舞鶴港前島埠頭付近で海に浮いているのを発見された男性78歳が溺死(自殺)。 ・6月11日、京丹後市京丹後鉄道小天橋付近で海底に沈んでいるのを発見された60歳男性が溺死。(自殺) ・8月4日、舞鶴市瀬崎の海岸において47歳男性が遊泳中に病死。 ・8月28日、宮津市名具海岸で海に浮いているのを発見された45歳男性が溺死。(自殺) ・9月9日、舞鶴港喜多埠頭において船上で作業中の34歳男性が事故死。	-2人
	その他トラブル	14 人	・マリンレジャー活動に伴う海浜事故:4人(4人) ・マリンレジャー活動以外の海浜事故:9人(2人) ・乗船中の人身海難:1人(3人)	+5人

※()前年の発生数

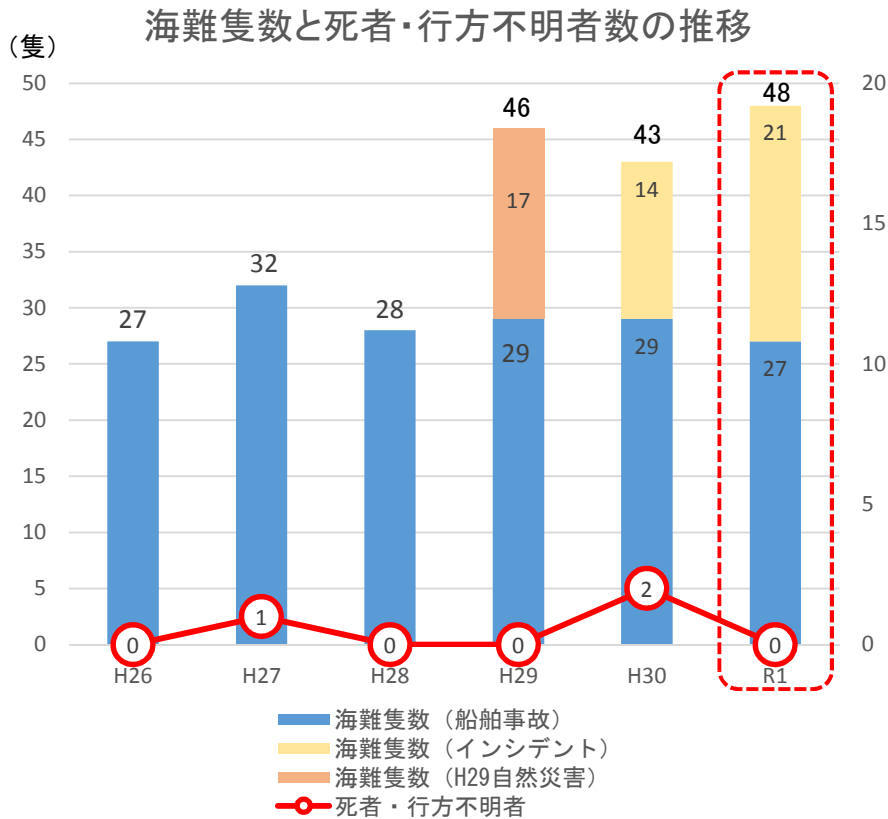
過去5年間における船舶海難及び人身海難の推移(京都府版)

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年
船舶	海難隻数(隻)	27	32	28	29	43(12)	48(7)
	死者・行方不明者(人)	0	1	0	0	2	0
人身	海難者数(人)	25	36	32	34	29	22
	死者・行方不明者(人)	11	16	11	11	8	6

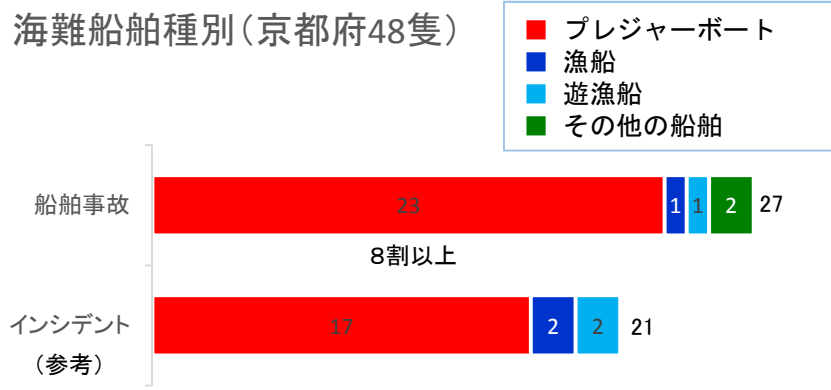
※ 平成30年から民間救助団体による救助隻数を含む(括弧内再掲)

船舶事故発生状況(京都府版)

- 船舶海難は48隻で、内訳は船舶事故が27隻(うち民間救助機関による救助隻数3隻)、インシデントが21隻(うち民間救助機関による救助隻数4隻)であった。
- 船舶海難に伴う死者・行方不明者は0名であった。
- プレジャーボートによる船舶事故は23隻で、船舶事故全体の8割以上を占める。



平成31年・令和元年は、民間救助機関による救助隻数7隻を計上

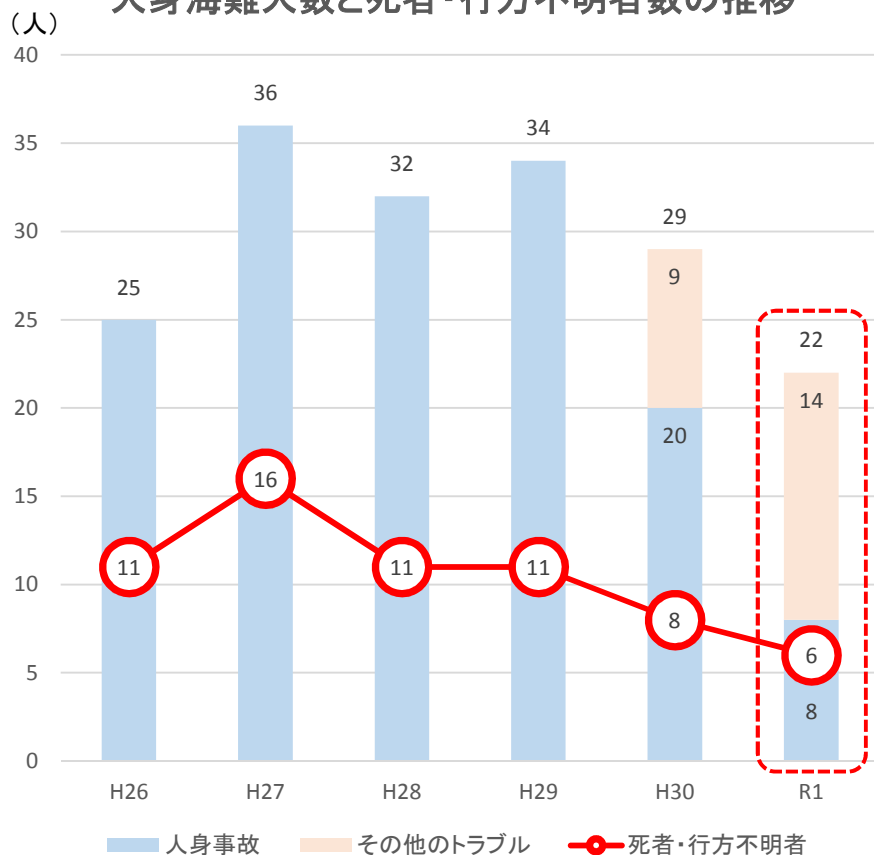


6月23日、京都府舞鶴市の神崎海水浴場沖で釣りを終え帰港しようとした際、推進器にアンカーロープが絡み、波に流され付近のテトラポッドに乗揚げたもの。乗船者4人は怪我なく、海上保安庁勢力により救助された。

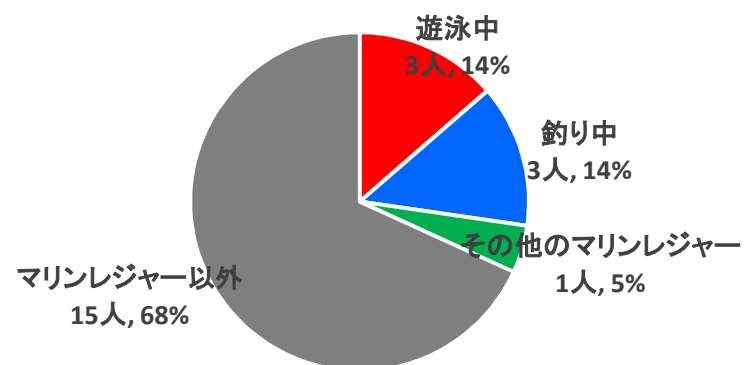
人身海難発生状況(京都府版)

- 人身事故人数は8人、その他の人身に係るトラブルは14人で、人身海難人数は、過去5年間で最少となった。
- 死者・行方不明者数は、過去5年で最少の6人となった。
- マリンレジャー活動に伴う人身海難は7人で、人身事故全体の約3割を占める。

人身海難人数と死者・行方不明者数の推移



活動内容別(全体 22人)

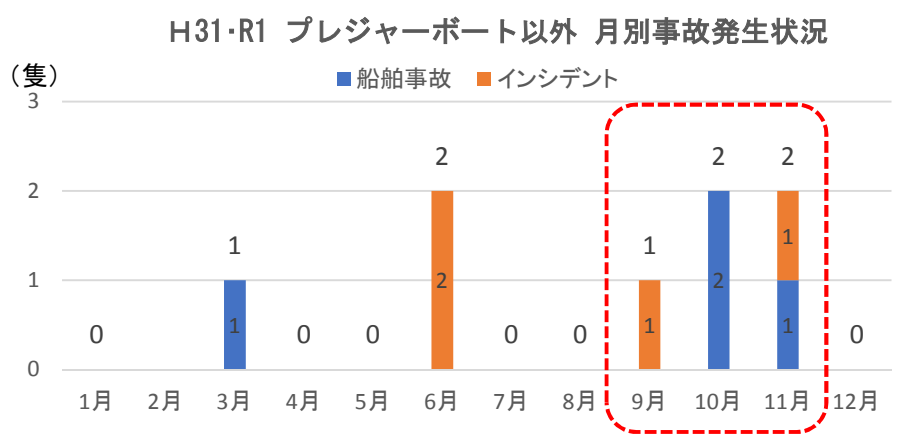
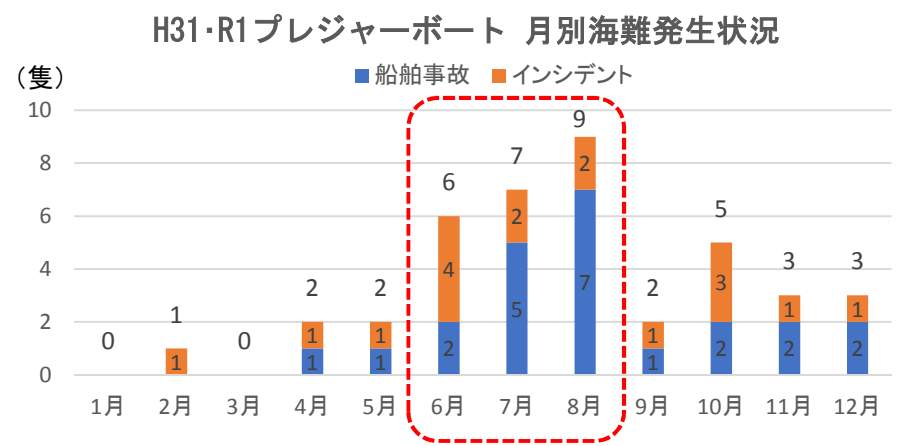
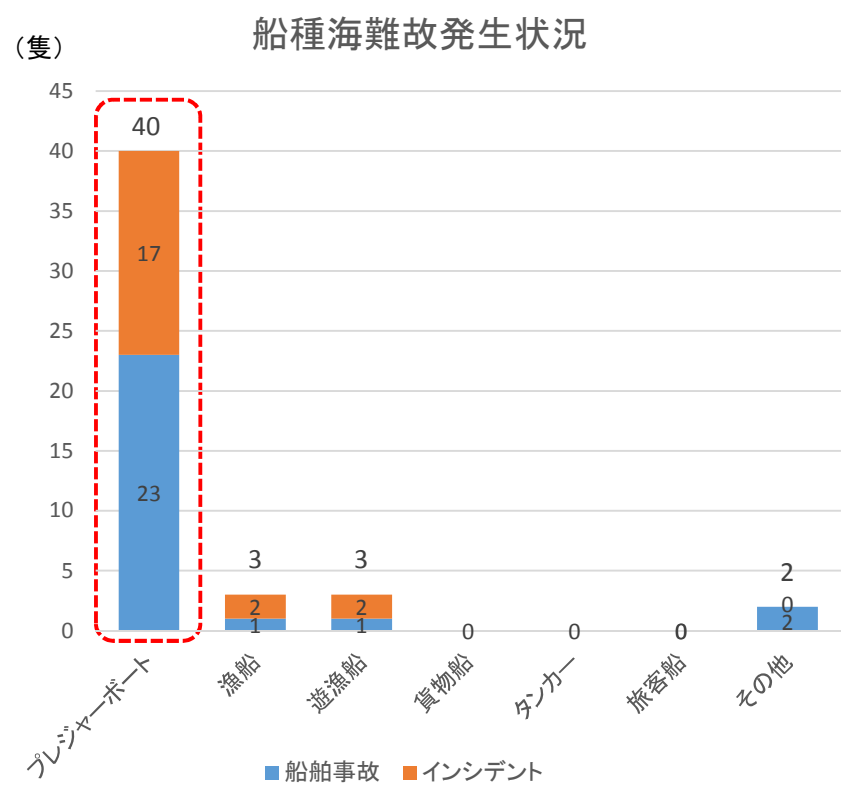


接触した水上オートバイ

8月26日、京都府京丹後市沿岸において、ウェイクボードで遊んでいた女性が、誤って付近に浮いていた水上オートバイに接触し、重症を負った。

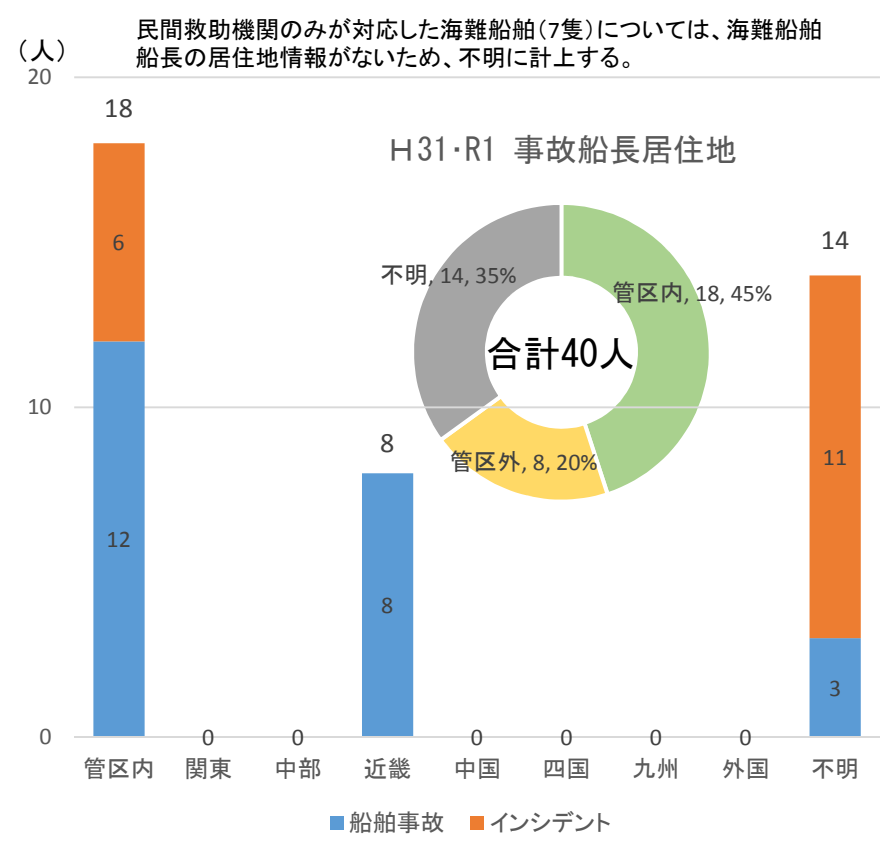
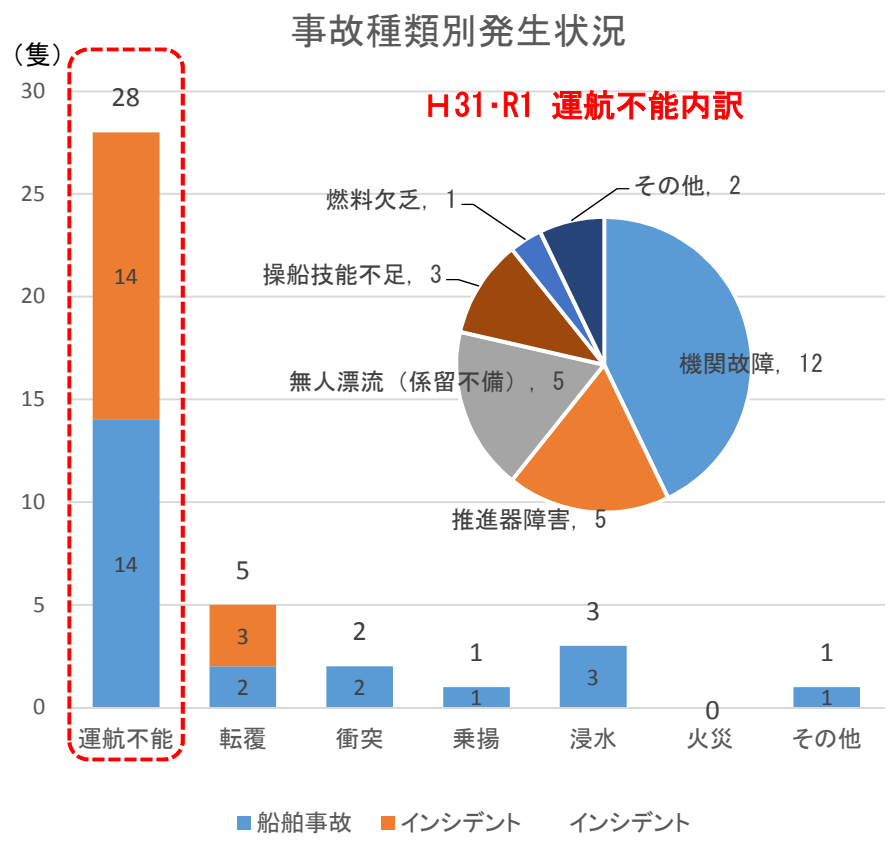
船舶事故発生状況(京都府版)

- プレジャーボートによる海難は、船舶事故が約6割となっている。
- プレジャーボート海難の月別発生状況では、6月～8月が多くなっている。
- プレジャーボート以外の海難の月別発生状況では、9月～11月が多くなっている。



船舶事故発生状況(プレジャーボート・京都府版)

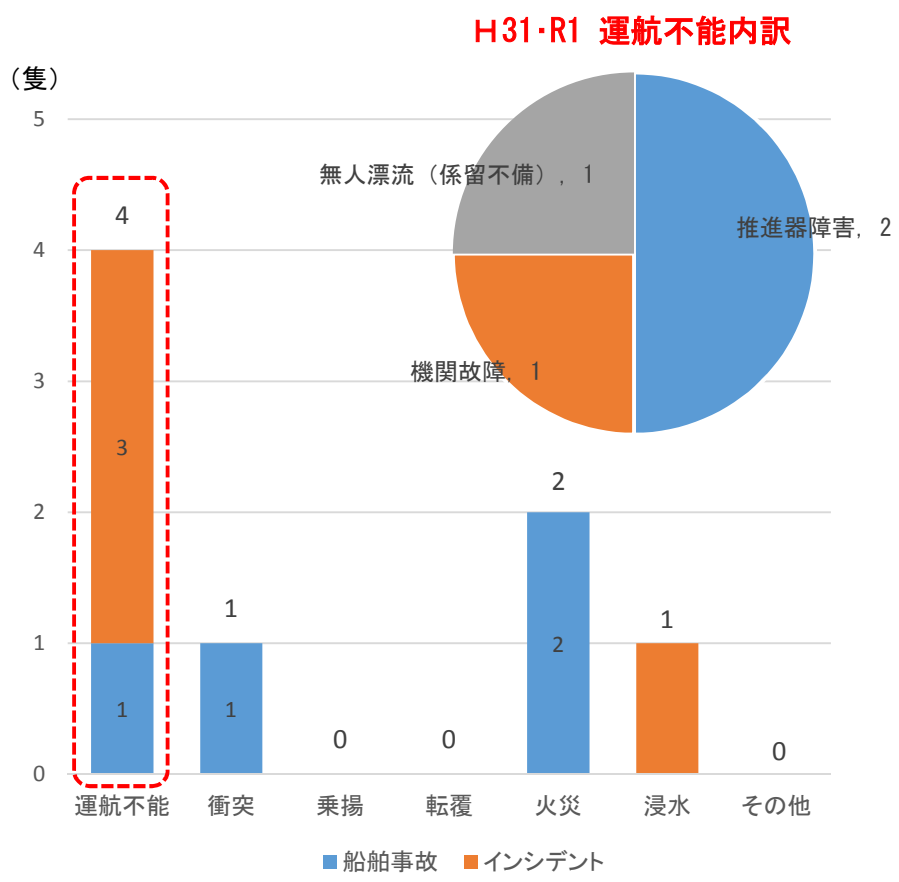
- プレジャーボート事故の種類別では、運航不能(機関故障)が一番多く、次いで、転覆、運航不能(推進器障害)、運航不能(無人漂流(係留不備))が同数となっている。
- 船長の居住地は、管区外8人、管区内18人で、管区内在住者が多くなっている。
- 管区外の居住地別では、全て近畿地方となっている。



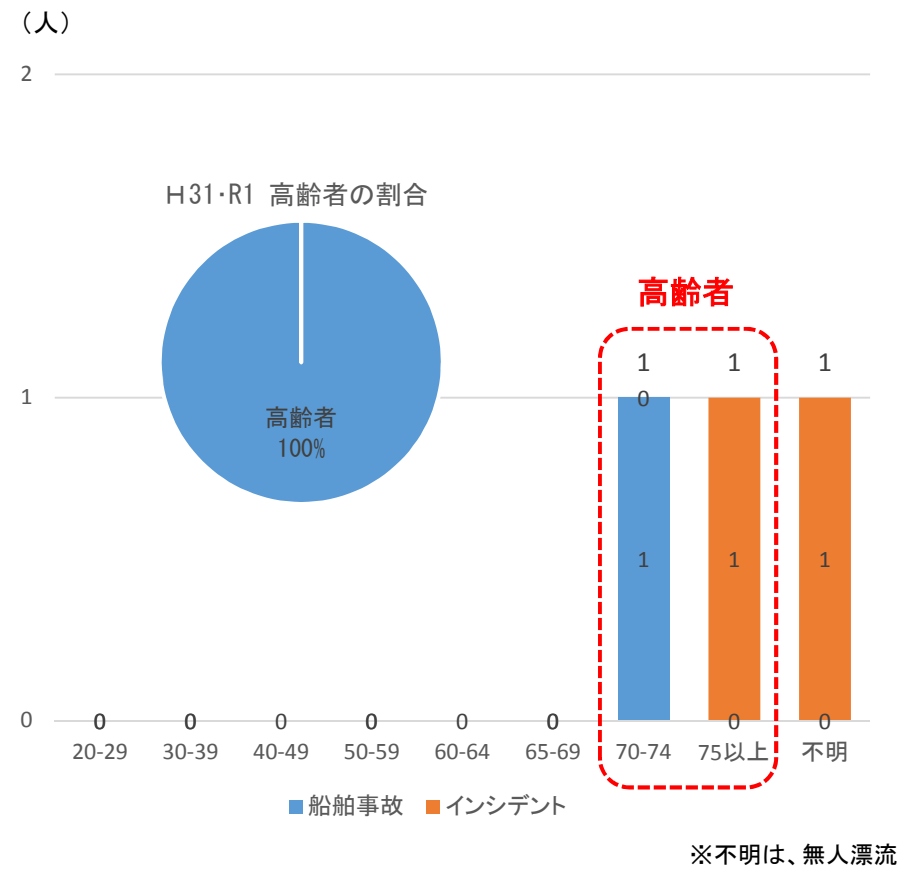
船舶事故発生状況(プレジャーボート以外・京都版)

- 事故の種類別では、運航不能(推進器障害)と火災が同数で最も多くなっている。
- 漁船船長の年齢層は、全てが65歳以上の高齢者である。

事故種類別発生状況



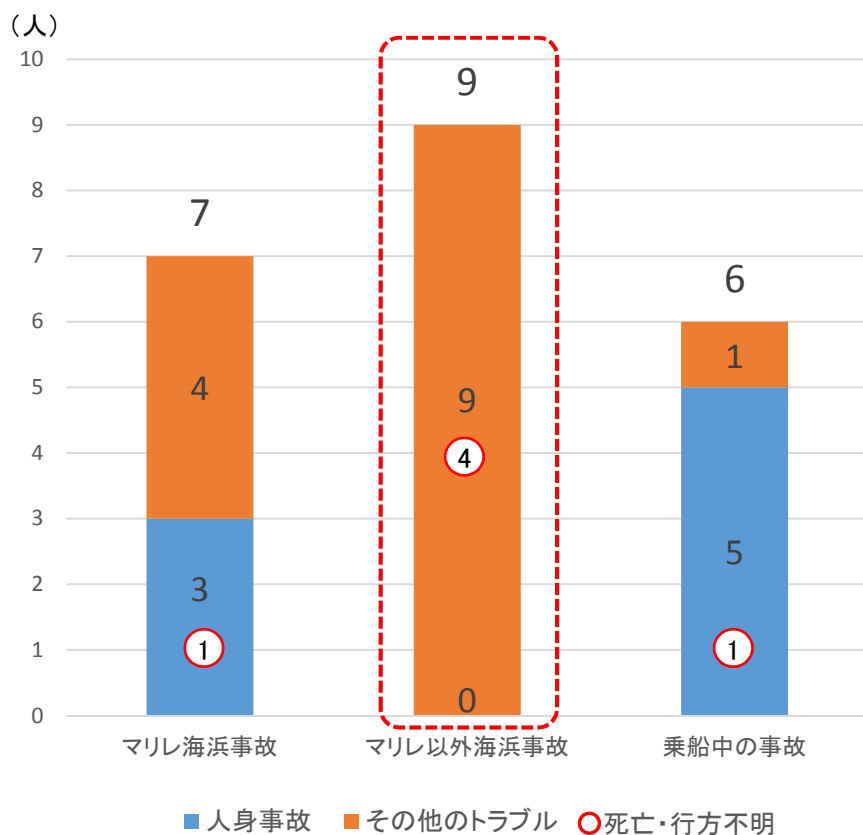
漁船船長の年齢層



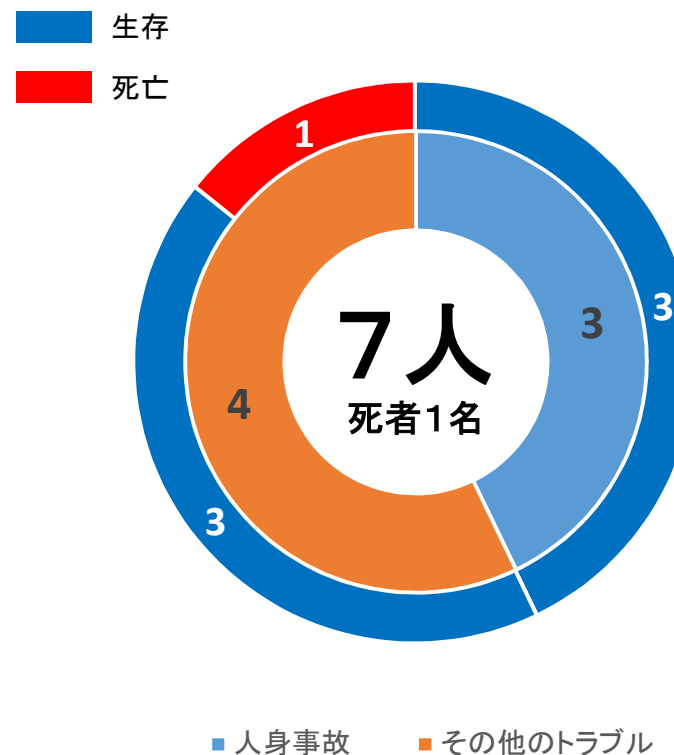
人身海難発生状況(京都府版)

- 平成31年・令和元年中に発生した人身海難は、マリンレジャー以外の海浜事故が最も多い。
- 全体の約4割が人身事故であり、死亡者は、全体の約3割となった。

平成31年・令和元年 事故区分別人身海難発生状況



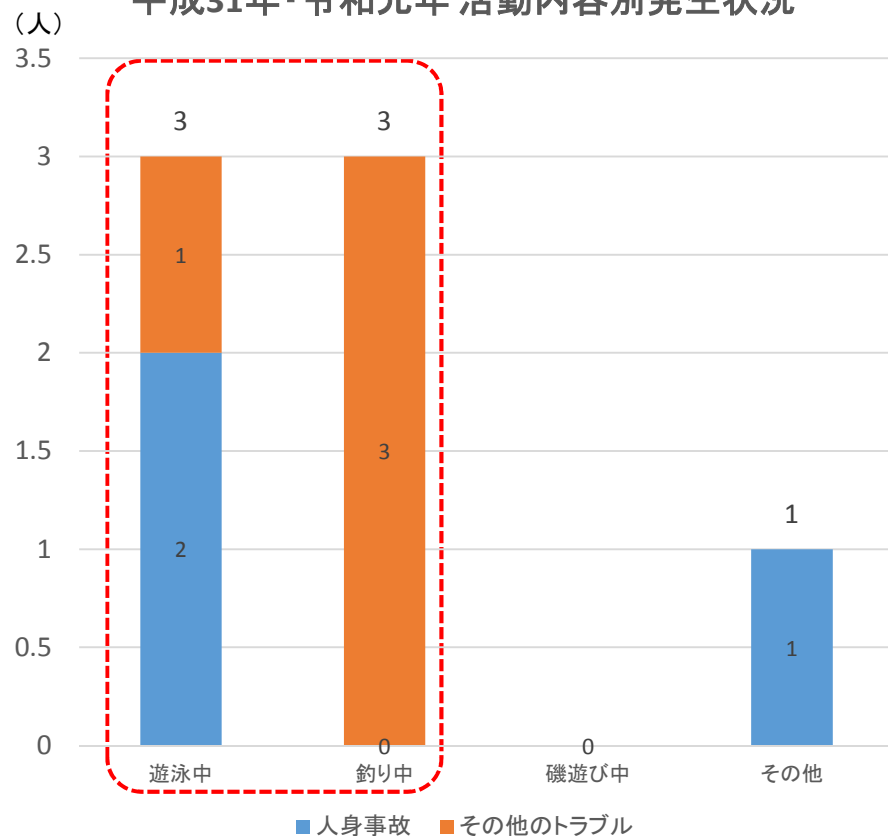
平成31年・令和元年 マリンレ海浜事故死亡者割合



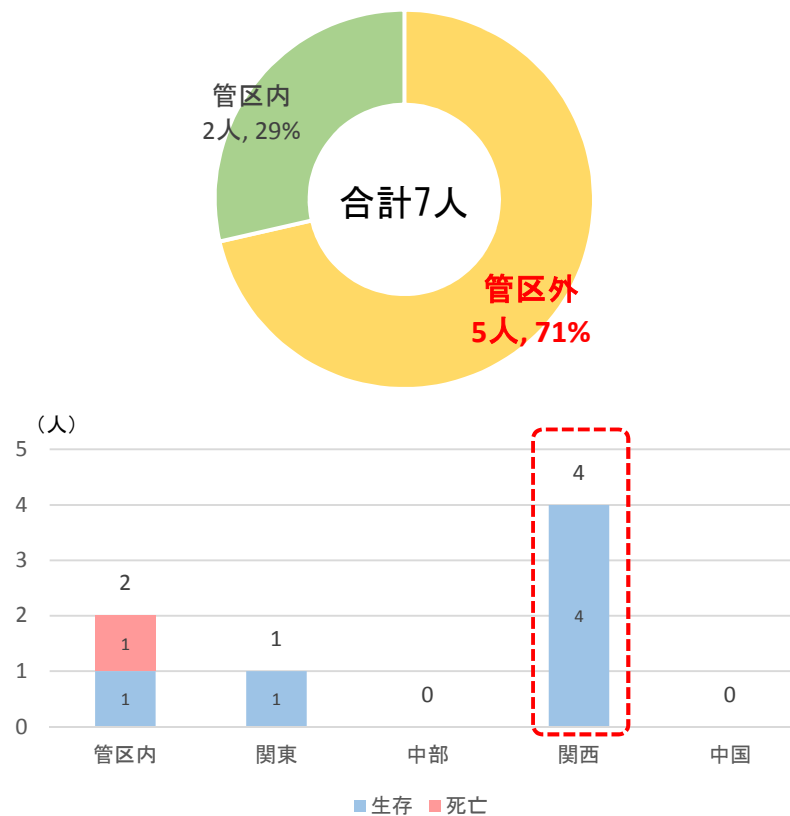
人身海難発生状況(マリンレジャーに伴う海難・京都府版)

- マリンレジャーに伴う事故のうち、大きな割合を占めるのが遊泳中又は釣り中の事故であった。
- マリンレジャーに伴う事故者は、特に兵庫県南部を中心に関西地方(大阪府、兵庫県)からの来訪者による事故が多かった。

平成31年・令和元年 活動内容別発生状況



平成31年・令和元年遊泳中事故者居住地別発生状況



ミニボート海難発生状況（京都府版）

- ミニボートによる船舶事故隻数は3隻のほか、インシデント1隻である。
- ミニボートによる船舶事故隻数は、平成30年同数で依然として横ばいとなっている。

ミニボート海難隻数の推移



【事故事例】

ミニボートの空気が抜け浸水

8月3日、京都府宮津市の栗田湾において男性2人がミニボートで釣りをしていたところ、ミニボートの継目部分から空気が漏れ出して浸水したことから救助を求めたもの、その後全ての空気が抜け沈没状態となったところを救助された。事故のあったミニボートは3年間未使用でメンテナンスも行っていなかった。

